

# 苫小牧工業高等専門学校消防計画

制 定 昭和60年8月5日  
一部改正 平成4年8月31日  
一部改正 平成9年11月18日  
一部改正 平成15年4月1日  
一部改正 平成21年4月1日

## 第1章 総則

### 第1節 目的

(目的)

**第1条** この計画は、苫小牧工業高等専門学校防災規程（以下「防災規程」という。）第6条第3項第一号について必要な事項を定め、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における火災、震災及びその他の災害を予防することを目的とする。

### 第2節 消防計画の適用範囲及び防火管理者の権限

(消防計画の適用範囲)

**第2条** この計画は、本校の教職員・学生及び本校に出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者)

**第3条** 防災規程第6条に規定する防火管理者は、総務課長とする。ただし、これによりがたいときは、校長が他の者を命ずることができる。

(防火管理者の権限及び業務)

**第4条** 防火管理者は、この消防計画について一切の権限を有し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 消防計画の検討及び変更
- 二 消火、通報、避難及び避難誘導等の訓練の実施
- 三 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検・検査の実施及び監督
- 四 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- 五 火気の使用及び取り扱いに関する指導監督
- 六 その他防火管理上必要な事項

(消防機関への報告、連絡)

**第5条** 防火管理者は、次の各号に掲げる事項について所轄消防署への届出、報告及び連絡を行うものとする。

- 一 消防計画の提出（改正の都度）
- 二 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- 三 消防用設備等の点検結果の報告

- 四 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- 五 教育訓練指導の要請及び教育訓練の実施報告
- 六 その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

## 第2章 予防管理対策

### 第1節 予防管理組織

(火災予防の組織)

**第6条** 平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火責任者及び火気取締責任者を置く。

- 2 防火責任者は、苫小牧工業高等専門学校不動産管理取扱規則（以下「取扱規則」という。）に規定する不動産監守者（以下「監守者」という。）をもって充てる。
- 3 火気取締責任者は、取扱規則に規定する補助監守者をもって充てる。

(防火責任者の業務)

**第7条** 防火責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 監守区域内の火気取締責任者に対する業務の指導監督
- 二 防火管理者の補佐

(火気取締責任者の業務)

**第8条** 火気取締責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 監守区域内の火気管理
- 二 地震時における火気使用設備器具の安全確認
- 三 監守区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理
- 四 防火責任者の補佐

### 第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限措置)

**第9条** 防火管理者は、次の各号に掲げる事項について、指定又は整備をすることができる。

- 一 喫煙禁止場所等の指定
- 二 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- 三 工事等に伴う火気使用の制限
- 四 火災警報発令時等における火気使用の禁止及びその制限
- 五 その他火災予防上必要と認められる事項

(臨時の火気使用等)

**第10条** 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- 一 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき

- 二 火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- 三 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
- 四 危険物の貯蔵取扱い，又は種類，数量等を変更するとき
- 五 改装，模様替等を行うとき

(火気等使用時の遵守事項)

**第11条** 火気等を使用する者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ガスこんろ及び電熱器等の火気使用設備器具は，指定された場所以外では使用しないこと。
- 二 火気施設器具を使用する前に，必ず器具等を点検してから使用すること。
- 三 火気施設器具の周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- 四 指定された場所以外では喫煙しないこと。
- 五 退庁時には灰皿を指定する場所に集めること。
- 六 火気使用設備器具等の使用後は，必ず点検し安全を確認すること。

(工事人等の遵守事項)

**第12条** 本校の構内において工事等を行う者は，次の事項を遵守しなければならない。

- 一 溶接，その他の火気等を使用する工事を行う場合は，工事予定表等を防火管理者へ提出し，必要な指示を受けること。
- 二 火気等を使用する作業にあつては，消火器を配置すること。
- 三 指定された場所以外では，喫煙・たき火等を行わないこと。
- 四 危険物類の持ち込み使用については，その種類及び数量について事前に防火管理者の承認を得ること。
- 五 作業所ごとに防火責任者を指定しておくこと。
- 六 その他火災予防上必要な事項

### 第3節 建物等の自主点検検査

(消防用設備等の点検)

**第13条** 防火管理者は，建物内に設置されている消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条に規定する消防用設備等の機能等を維持管理するため，定期的に防災設備専門業者に保守点検を行わせるものとする。

**第14条** 前条の消防用設備等以外の消防用設備等の点検は，火気取締責任者が定期的に行うものとし，点検事項は別表1のとおりとする。

(点検結果の報告)

**第15条** 前二条の点検を行った場合は，別に定める点検報告書により防火責任者を經由して，防火管理者に報告するものとする。

- 2 防火管理者は，前項の点検の実施結果を校長に報告するものとする。

## 第3章 自衛消防活動

### 第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

**第16条** 火災時の被害を最小限にとどめるため、本校に自衛消防隊を置く。

## 第2節 自衛消防活動等

(自衛消防隊の活動)

**第17条** 自衛消防隊は、別表2に定める組織、任務により活動するものとする。

(自衛消防隊本部の設置)

**第18条** 火災発生時には、自衛消防隊本部を設置する。

(通報連絡)

**第19条** 火災発生時の通報連絡系統は、別表3に定めるとおりとする。

(消火活動)

**第20条** 火災発見者等は、自衛消防隊の消火活動が開始されるまでの間、初期消火にあたること。

(避難誘導活動)

**第21条** 避難誘導は、自衛消防隊本部の指示によって行うこと。

2 避難経路及び避難場所は原則として別表4に定めるとおりとする。

## 第3節 夜間及び休日等における自衛消防活動

(夜間、休日における活動体制)

**第22条** 夜間及び休日等に火災が発生したときは、自衛消防隊が出動するまでの間、警備員は次の各号の処置を講じなければならない。

- 一 出火場所の確認
- 二 火災発生の場合は、初期消火にあたる。
- 三 延焼又は危険物に引火の恐れがあると判断した場合は、速やかに消防署に連絡すると共に関係者へ連絡する。

## 第4章 震災対策

### 第1節 震災予防措置

(震災予防措置)

**第23条** 火気取締責任者は、地震時の災害を予防するため、次の各号に掲げる事項の措置対策を行うものとする。

- 一 建築物及び建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の落下等の検査及び補強措置の実施
- 二 校内に陳列する物品の倒壊、転倒、落下の防止対策の実施

### 三 備品、薬品、ボンベ類等の転倒、転動及び落下の防止対策の実施

(地震後の安全措置)

**第24条** 火気取締責任者は、地震後速やかに建物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検並びにこれらの応急措置を行うとともに、全機器について安全性を確認した後使用を開始させるものとする。

(備蓄品)

**第25条** 災害に備え、次に掲げる品目を常に備蓄しておくものとする。

備蓄品目	備蓄場所	備考
医薬品	保健室	
携帯ラジオ	本部及び各科(課)	自衛消防隊の装備を活用する。
トランシーバー		〃
ハンドマイク		〃
その他必要品		

## 第2節 地震時の活動

(地震時の活動)

**第26条** 地震時における防災活動は、第3章各節に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

#### 一 出火防止の措置

ア 防火責任者及び火気取締責任者は区域内の火気使用設備器具の使用停止措置を行うこと。

イ 防火責任者及び火気取締責任者は、危険物設備(ボイラー等)の各バルブの操作及び燃料の供給停止の確認を行うこと。

#### 二 情報収集活動

ア 電話等通信機器の作動試験を行うこと。

イ ラジオ、関係機関(消防署、報道機関等)からの情報を積極的に収集し、本校職員、学生等に周知すること。

## 第5章 防災教育及び訓練

### 第1節 防災教育

(防災教育の内容)

**第27条** 防災教育の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 消防計画の周知徹底

二 火災予防上の遵守事項

三 本校職員、学生等の誘導避難、救出・救護要領等人命の安全に関する基本的事項

四 防災施設、消防用設備等の取扱い要領

五 震災対策に関する事項

- 六 防災管理に関する各自の任務及び責任の周知徹底
- 七 その他防火管理者が必要と認める事項

(防災意識の啓蒙)

**第28条** 防火管理者は、職員に対し防火意識の向上に努めるものとする。

## 第2節 訓練

(訓練の実施)

**第29条** 防火管理者は、次に掲げる訓練を実施するものとする。

訓練種別	訓練内容	実施回数	実施月
基本訓練	消火, 通報, 避難	年1回以上	適宜
総合訓練	消火, 通報, 避難, 救助・救護, 搬出, 警備	年1回以上	9月

(その他)

**第30条** この消防計画に定めるもののほか、必要な事項は防火管理者が別に定める。

### 附 則

この計画は、昭和60年8月5日から施行する。

### 附 則

この計画は、平成4年8月31日から施行する。

### 附 則

この計画は、平成9年11月18日から施行する。

### 附 則

この計画は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この計画は、平成21年4月1日から施行し、平成21年2月1日から適用する。



2	固定なされているか							
	(非常用具類)							
1	非常袋・電灯・ハンドマイク・ラジオ等の有無							
	(消火器)							
1	設置位置は適切か							
2	標識は貼ってあるか							
3	ホース等に破損はないか							
4	ほこりをかぶっていないか							
5	周囲にじゃまものはないか							
6	本体の塗装(サビ)はどうか							
	(消火栓)							
1	漏れはどうか							
2	ホースに異常はないか							
3	周囲にじゃまものはないか							
	(火災報知用押しボタン)							
1	樹脂ガラスは破れていないか							
2	その他破損はないか							
	(担架)							
1	破損していないか							
	(可燃物)							

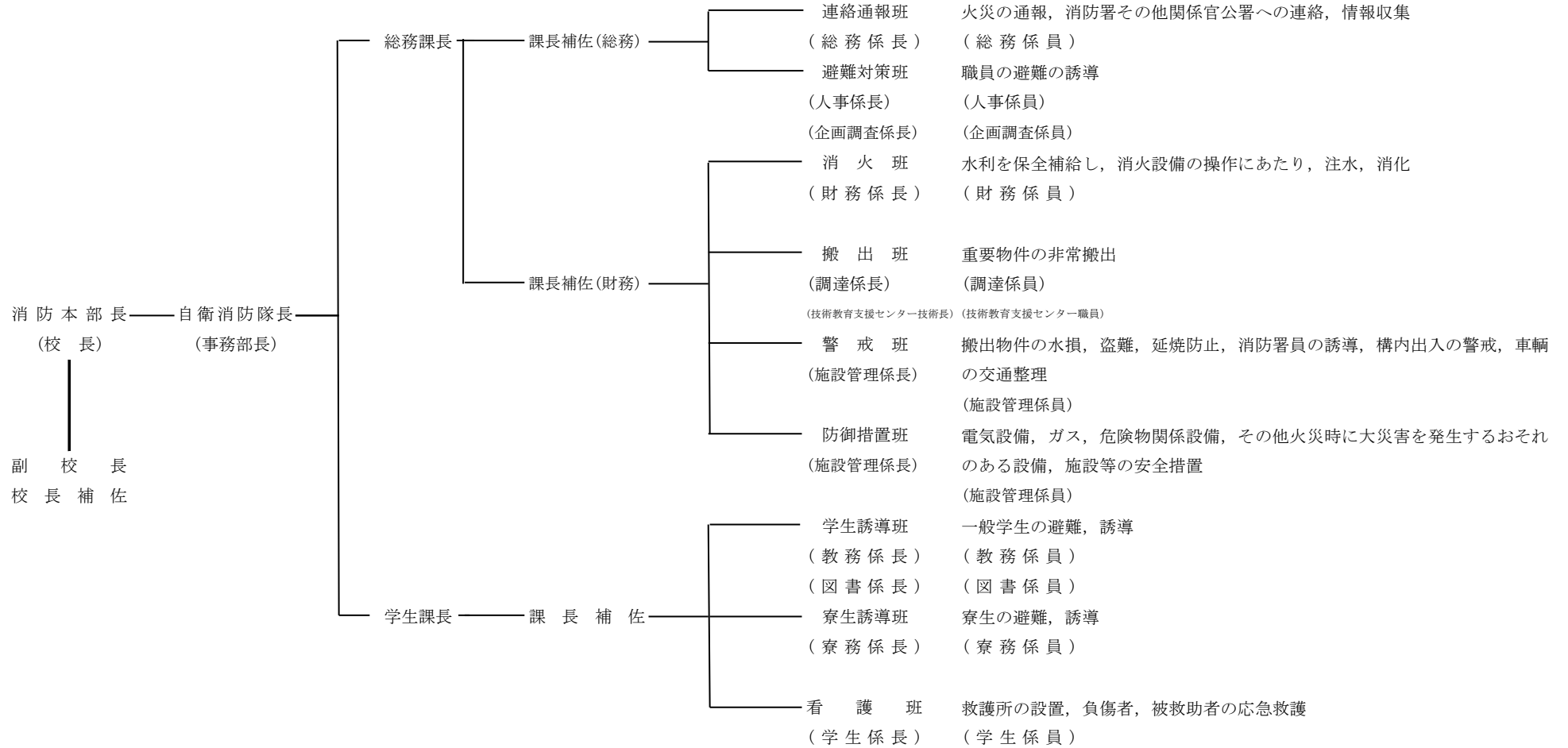


1 容器に標示してあるか								
2 棚から落下しないようになっているか								
3 数量を把握しているか								

※ 状態が不適當な場合は、改善等すべき欄に具体的に記入する。

別表 2 (第17条関係)

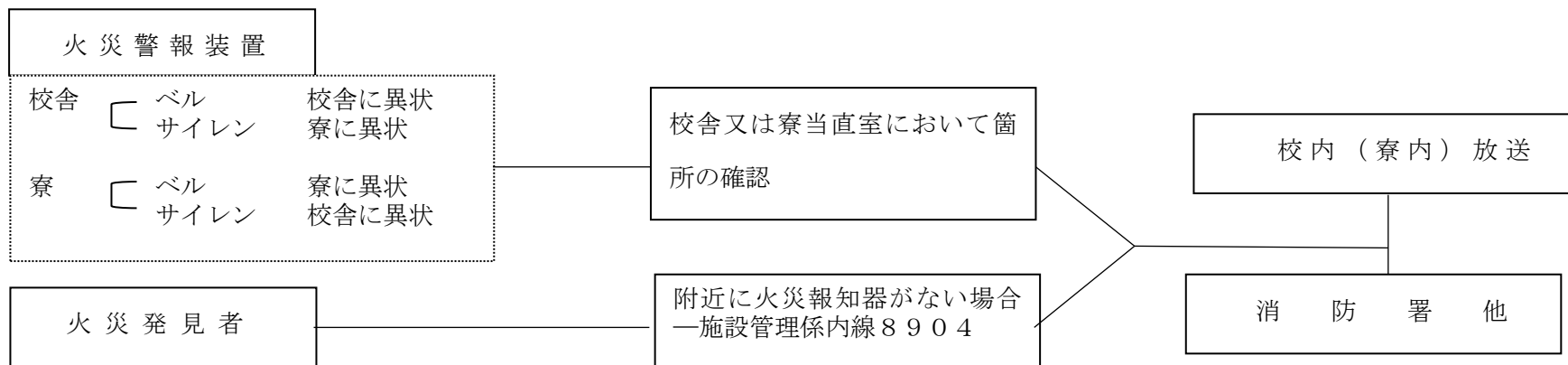
自 衛 消 防 隊 組 織



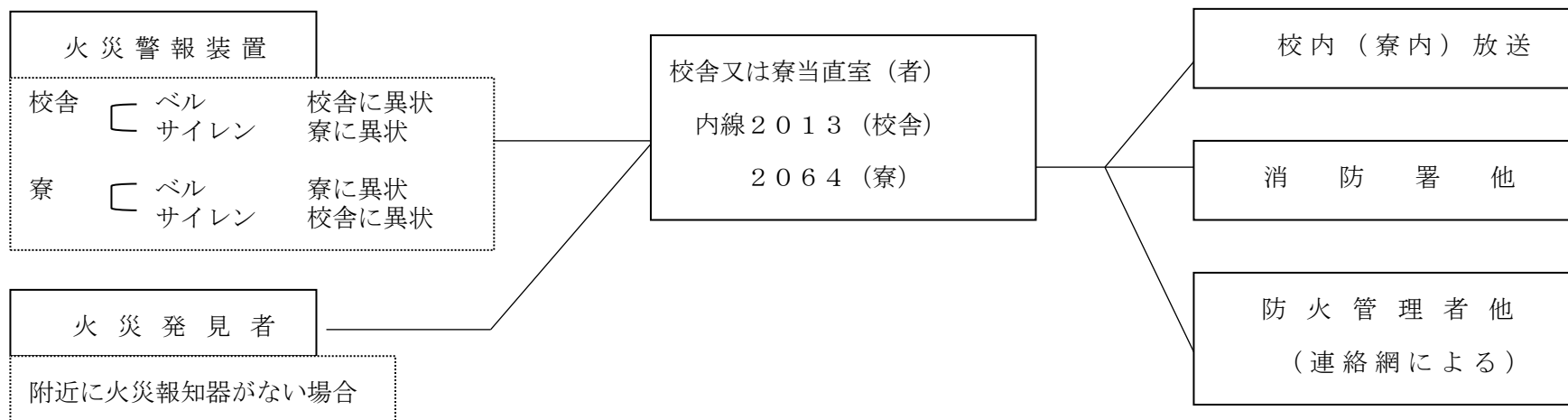
別表3 (第19条関係)

通 報 連 絡 系 統

1 勤務時間内



2 勤務時間外, 休日等



注 1 火災発見者は、大声で「〇〇火事」と連呼しながら近くの者に知らせ火災報知器のボタンを押す。

2 近くに火災報知器がない場合は、上記により連絡する。

別表4 (第21条第2項関係)

避難経路及び避難場所

(省略)